

違反対象物一覧表

令和6年5月10日現在

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容			公表日	所轄消防署
		公表該当違反事項	根拠法令等の条項	違反の部分等		
尼崎市昭和通9丁目326番地の3、4、5に位置する建物 YOGARISA-STUDIO サテンドール 福島歯科医院	尼崎市昭和通9丁目326番地の3、4、5	自動火災報知設備の未設置	消防法第17条第1項 (消防法施行令第21条第1項第3号)	建物全体	令和6年5月10日	中消防署
アバンテ東難波	尼崎市東難波町5丁目3番16号、17号	自動火災報知設備の未設置	消防法第17条第1項 (消防法施行令第21条第1項第3号)	建物全体	令和6年3月12日	中消防署
OS通り西棟	尼崎市昭和南通4丁目68番地 尼崎市神田北通2丁目1番地の21 尼崎市神田北通2丁目12番地の11 尼崎市神田北通2丁目12番地の13	屋内消火栓設備の未設置	消防法第17条第1項 (消防法施行令第11条第1項第6号)	建物全体	令和6年1月9日	中消防署
		自動火災報知設備の未設置	消防法第17条第1項 (消防法施行令第21条第1項第3号)			